

## 案内

### 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を給付します。

#### ●支給対象世帯

① 住民税非課税世帯／基準日（令和4年（2022年）6月1日）において、当町に住民登録されており、世帯全員の令和4年度（2022年度）分の住民税が非課税である世帯

※7月上旬ごろに支給対象と思われる世帯主の方に確認書を発送します。住民票の住所と居住地が違うなど、確認書が届かない場合があります。提出期限を過ぎると給付金を受けられなくなるので、コールセンターまでお問い合わせください。

※修正申告などにより、世帯全員の令和4年度（2022年度）分の住民税均等割が非課税となった場合は対象となります。世帯主の方からの申請が必要になりますので、コールセンターまでお問い合わせください。

② 家計急変世帯／住民税非課税世帯

帯に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年（2022年）1月以降家計が急変し、同一の世帯に属する全員が令和4年度（2022年度）分の住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※申請が必要です。申請書は、コールセンターにて配布しているのでお問い合わせください。

#### ●注意

①②のいずれも、世帯の全員が住民税均等割が課税されている方の扶養親族等になっている場合は支給の対象外となります。

既に令和3年度（2021年度）分住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯を含む）の支給世帯または当該世帯主を含む世帯は対象外となります。

● **支給金額**／1世帯あたり10万円

● **提出期限**／令和4年（2022年）9月30日（金）まで

● **有田川町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター**

☎ 0120・073・707

・場所／金屋庁舎1階応接室内

・受付時間／9時～18時（役場開庁日に伴う）

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

続けてみよう！

## 手話でしりとり！「り○○」

手話で「しりとり」していきましょう。皆さんはどんな言葉をつなげていきますか？

①軽く握った右手を、左肩でこするように動かす。



②口の前で、軽く握った右手をかじるように動かす。



なんという手話でしょうか？  
答えは次号で発表します！

※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。